＊中途退職者全員提出＊

任意継続組合員加入希望確認書（年度中途退職用）

退職後は、公立学校共済組合員の資格を失うため何らかの医療保険制度に加入する必要があります。（別添　退職後の医療保険制度（保険証）について　参照）

任意継続組合員に加入するためには、退職の日の前日まで引続き１年以上の組合員であり、退職日から 20 日以内に申出と入金を行う必要があります。

期限を超えた場合は、希望をされても任意継続組合員にはなれないため、年度中途退職者は、速やかにこの調査票と、加入希望の場合は必要書類を提出してください。

組合員証番号		所属機関名称	
組合員氏名		連　絡　先	
任 用 形 態	該当するものに✓ ☐ 正規　☐ 臨時的任用（期採／代替）　☐ 任期付　☐ 他（　　）		
退 職 区 分	該当するものに✓ ☐　自己都合　　☐　任期満了		
採用日(注)	組合員証に記載されている資格取得年月日を記入	退　職　日	

1．退職日の前日まで、引続き１年間組合員でしたか（該当項目に✓）

☐ はい　　→　設問２へ

☐ いいえ　　→　設問４へ

＜退職日前日まで引続き１年間の例＞
○　R4.4.1 採用日～R5.4.1 退職日
×　R4.4.1 採用日～R5.3.31 退職日

2．退職後、任意継続組合員の加入を希望されますか（該当項目に✓）

☐ はい　　→　設問３及び設問６へ

☐ いいえ　　→　設問４へ

3．＜任意継続組合員申出書＞を提出してください。※任意継続組合員の詳細に関する資料が必要な場合は、お申し出ください。

4．国民健康保険加入または、公立学校共済組合以外の被扶養者になる予定ですか（該当項目に✓）

☐ はい　　→　設問５へ

☐ いいえ　　→　設問６へ

5．新たな保険者へ提出するために＜組合員資格喪失証明書＞の交付が必要ですか（該当項目に✓）

☐ 必要です　→　設問６へ　　※資格喪失証明書は自宅に郵送します。

☐ 必要ありません　→　設問６へ

6．端数・給付金口座は、医療費の給付金支給等に使用するため、組合員資格喪失後２年間は解約しないでください（下記項目に✓）

☐ 承知しました